

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方へ 人間ドック・脳ドック 検診費用助成のご案内

町では、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方が、町の指定医療機関で人間ドックまたは脳ドックを受診する場合に、検診費用の一部を助成しています。

助成対象者

- ① 国民健康保険に加入している40歳以上（検診日当日）の方、または後期高齢者医療保険に加入されている方。
 - ② 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の未納がない方、または完納見込みの方。
 - ③ 同年度内に町が実施する集団健診および医療機関健診を受診していない（受診しない）方。
- ※ 人間ドックまたは脳ドックの助成を受けられた方は、同年度内に町が実施する集団健診および医療機関健診を受診することが出来ません。反対に町が実施する集団健診または医療機関健診を受診された方は、同年度内に人間ドックおよび脳ドックの助成を受けることが出来ません。
- ※上記すべての条件に該当する方が対象となります。

【申請受付期間】

4月1日（水）～令和3年2月26日（金）
（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【指定医療機関一覧】

指定医療機関	電話番号	人間ドック	脳ドック
取手北相馬保健医療センター医師会病院健診センター	0297-71-9500	○	○
J Aとりで総合医療センター健康管理センター	0297-74-0622	○	○
東取手病院	0297-84-1321	○	×
牛久愛和総合病院総合健診センター	029-873-4334	○	○
セントラル総合クリニック健診センター	029-874-7985	○	○
鳥越クリニック脳ドックセンター	029-874-8823	○	○
平和台病院予防医療センター	04-7189-1119	○	○
筑波メディカルセンターつくば総合健診センター	029-856-3500	○	○
筑波大学附属病院つくば予防医学研究センター	029-853-4205	○	○
筑波学園病院健診センター	029-836-1983	○	○
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター （東京医科大学茨城医療センター敷地内）	029-887-4563	○	○
龍ヶ崎済生会病院龍ヶ崎済生会総合健診センター	0297-63-7178	○	○
龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック大徳健診センター	0297-61-0026	○	×

問い合わせ・申し込み先 役場保険年金課 ☎68-2211
国民健康保険係（内線172） ・後期医療係（内線178）

【助成額】

人間ドック 20,000円 脳ドック 27,000円
※助成は人間ドックまたは脳ドックの、どちらか一方を同年度内1回に限ります。

【申し込みからドック受診までの流れ】

- ① **ご自身で指定医療機関**（下記の表参照）へ予約をします。
- ② 役場保険年金課へ助成の申請をします。被保険者証と印鑑（スタンプ式は不可）を持って窓口までお越しください。
※助成の申請をされずに受診されると全額自己負担となりますのでご注意ください。
※4月中は保険年金課窓口が大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合がございます。
- ③ 助成申請書に予約した指定医療機関と検診日等を記入された後、「**助成決定通知書**」を交付いたします。
- ④ 検診日当日、指定医療機関へ「**助成決定通知書**」をご提出ください。
- ⑤ 検診費用から助成額を差し引いた金額を指定医療機関へ支払います。

後期高齢者医療保険料を 特別徴収（年金から天引き） されている方へ

毎年4月に特別徴収（年金からの天引き）が**継続となる方**に送付している「後期高齢者医療保険料特別徴収通知書（仮徴収）」を令和2年度から廃止します。

なお、4月・6月・8月の特別徴収仮徴収額は2月（令和2年2月）と同額を徴収させていただきます。

問い合わせ先
役場保険年金課 後期医療係
☎68-2211（内線178）



令和2年度の国民年金保険料

16,540円/月

※国民年金保険料は、年齢・性別・所得に関係なく全国一律です。

国民年金第1号被保険者として任意加入被保険者の方の令和2年度（令和2年4月から令和3年3月まで）の国民年金保険料が改定され、**1カ月16,540円となりました。**
保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌末日」と定められています。
納付期限までに保険料を納めなかったときや未納の期間があった場合は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金に関する請求ができない場合がありますので、忘れずに納めてください。
保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除や納付猶予制度などが利用できる場合がありますので、問い合わせ先までご相談ください。

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度をご利用ください

国民年金第1号被保険者の方が出産を行った際に出産前後の一定期間、国民年金保険料を免除される制度が、平成31年4月から施行されました。免除として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されますので、ぜひご利用ください。

【免除される期間】例：令和2年4月に出産（予定）の場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
単胎妊娠・出産の方 出産予定または出産日の前月から4カ月間	/		免除期間			
多胎妊娠・出産の方 出産予定または出産日の3カ月前から6カ月間			免除期間			

【対象者】

産前産後の免除期間中に国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

【届出時期】

出産予定日の6カ月前から役場保険年金課で届け出が可能です。また、出産後でも届け出すことができます。
※出産予定日で申請をされた方は、申請後に出産予定日と実際の出産日に差異が生じた場合でも、免除期間の変更は行いません。

【届け出に必要なもの】

- 本人確認できる書類（免許証・保険証・マイナンバーカードなど）
 - 印鑑（朱肉を使うもの。スタンプ式不可）
 - 母子健康手帳など出産予定日の分かるもの（出産前に届け出をする場合）
- ※母子健康手帳は、出産後に届け出をするとき、町で出産日などが確認できる場合には不要です。
ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。

【産前産後の免除期間中の取扱いについて】

- ・ 期間分の国民年金保険料をすでに納付されている場合は、保険料が還付されます。
 - ・ 期間中においても付加保険料の申し込みや納付をすることができます。
- ※付加保険料・・・定額の年金保険料に上乗せして納め、将来の受給額を増やす年金制度です。（月額400円）

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線175）
土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
（自動音声に従って【2】のあとに【2】をダイヤルしてください。）

知って得する!
国民年金
あれこれ

令和2年度の国民年金保険料のお知らせ